

第25回環境社会配慮諮問委員会における検討課題への対応(詳細版)

| 第25回諮問委員会で提示したガイドライン改定版の該当箇所 | 第25回諮問委員会での意見、検討課題など | 委員名 | 対応 |
|--|--|----------------------|---|
| 第Ⅰ部 基本的事項 | | | |
| <p>5. ガイドラインの遵守と説明責任の確保</p> <p>ジェットロは、本ガイドラインを対外的な透明性を確保しつつ遵守していくため、外部有識者による「<u>環境社会配慮助言委員会(以下「助言委員会」)</u>」を設置する。委員の氏名、所属、専門分野は、<u>助言委員会</u>設置後速やかにウェブサイトで公開し、会議は原則として公開とする。</p> <p>ジェットロは、定期的に<u>助言委員会</u>を開催し、環境社会配慮の観点から事業の実施状況及び環境社会配慮への取組などを報告し、本ガイドラインの遵守、必要な場合にはガイドライン見直し等について、専門的立場からの助言を求める。<u>助言委員会</u>の議事録は発言順に発言者名を明記したものを作成し、ウェブサイトで公開する。</p> <p>(中略)</p> <p>その際、必要に応じ<u>助言委員会</u>に専門的立場からの助言を求める。その上で、具体的な対応方法を意見送付者に連絡する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・「諮問委員会」があり、その下に「助言分科会」を設置し、上下のやり取りで最終的には諮問委員会が助言する形の方が対外的に分かり易い。 ・組織の審査体制がしっかりしていえば助言という言葉の組み合わせで効果がある。現段階で諮問を助言とするのは心配であり、言葉の工夫が必要。 | <p>原科委員長 柳委員</p> | <p>「諮問委員会」の名称及び体制は現状を維持し、「諮問委員会」の下に「分科会」を設置する。</p> |
| 第Ⅱ部 貿易・投資促進事業における環境社会配慮 | | | |
| <p>2. (2) カテゴリ分類</p> <p>1) カテゴリA</p> <p><対象事業></p> <p>ジェットロが案件の具体化支援(実行可能性検証を含む)を目的として、<u>企業の活動経費を直接補助する事業の中で、事業内容や規模などを考慮して、環境への負荷が大きいと考えられるもの。</u></p> <p>2) カテゴリB</p> <p><対象事業></p> <p>ジェットロが案件の具体化支援(実行可能性検証を含む)を目的として、<u>企業の活動経費を直接補助する事業の中で、事業内容や規模などを考慮して、環境への負荷がカテゴリAの事業に比して小さいもの。</u></p> | <p>①カテゴリA及びBの「対象事業」にある「企業の活動経費を直接補助する事業の中で」の部分削除する。</p> <p>②諮問委員会には、カテゴリCだけでなく、同A・Bについても報告していただきたい。</p> | <p>高梨委員</p> | <p>①該当箇所を削除した場合は、間接補助事業が環境レビューの対象となる。間接補助事業は、実施主体と個別に契約締結しないため、実施主体に対してガイドラインに沿った取組、また秘密保持など環境レビューに必要な事項が書面で確認できないため、同文は維持する。</p> <p>②カテゴリA及びBに分類された事業を諮問委員会に報告することは、以下のとおり第Ⅲ部に記載があり、諮問委員会に報告する。</p> <p>・第Ⅲ部 1.(2)④「情報公開」において、「ジェットロは、環境社会配慮の実施結果について、実施主体の了解が得られる範囲内で情報公開する。また、諮問委員会において報告する。」</p> |
| <p>2. (3) カテゴリ分類の方法</p> <p>ジェットロは、<u>助言委員会委員長</u>により指名された<u>助言委員会委員</u>で構成される分科会の意見を踏まえカテゴリ分類する。</p> | <p>・「諮問委員会」があり、その下に「助言分科会」を設置し、上下のやり取りで最終的には諮問委員会が助言する形の方が対外的に分かり易い。</p> | <p>原科委員長 柳委員</p> | <p>「諮問委員会」の名称及び体制は現状を維持し、「諮問委員会」の下に「分科会」を設置する。</p> |

| | | | |
|--|--|--------------|--|
| <p>3.企業の環境社会配慮へのジェトロの支援 また、この情報を活用し、海外企業・民間団体、公的機関の環境社会配慮の支援、CSR活動、SDGsへの貢献の支援にも努める。</p> | <p>・ジェトロが実施主体ではない事業に対して、どのような環境社会配慮の取組ができるか検討する。</p> | <p>原科委員長</p> | <p>ジェトロのガイドラインを共有しアドバイスするなど海外企業・民間団体、公的機関の取り組みを支援する。</p> |
|--|--|--------------|--|

第Ⅲ部 個別事業に対する環境社会配慮の実施方法

| | | | |
|---|--|----------------------|--|
| <p>1.(2)1)③事業計画に対する助言、調査・検討結果の確認 <カテゴリA> ジェトロは、事業開始前に、実施主体より提出された事業概要(当該事業の申請書、別紙3のスクリーニング様式など)を助言委員会に共有し、環境社会配慮項目を幅広く洗い出し、配慮する内容について助言を求める。(中略)助言委員会は報告書案の内容を確認し、必要に応じて助言する。</p> | <p>・「諮問委員会」があり、その下に「助言分科会」を設置し、上下のやり取りで最終的には諮問委員会が助言する形の方が対外的に分かり易い。</p> | <p>原科委員長 柳委員</p> | <p>「諮問委員会」の名称及び体制は現状を維持し、「諮問委員会」の下に「分科会」を設置する。</p> |
| <p>1.(2)1)④情報公開 ジェトロは、環境社会配慮の実施結果について、実施主体の了解が得られる範囲内で情報公開する。また、助言委員会において報告する。</p> | | | |
| <p>1.(3)ジェトロが担う環境社会配慮上の責務 1)ジェトロ及び/又は助言委員会は、実施主体に対して環境社会配慮のリスク及び調査項目などについて助言するとともに、その内容が適切に調査・検討されているか確認した上で、必要に応じて追加調査や報告書の修正を実施主体に助言する。</p> | | | |
| <p>1.(3)ジェトロが担う環境社会配慮上の責務 3)ジェトロは、環境社会配慮の実施状況を含む環境関連事業・取組全般について助言委員会に報告し、同事業・取組に関して専門的な立場から助言を求める。</p> | | | |
| <p>2.(1)事業実施前の段階 4)ジェトロ及び/又は助言委員会は、申請書に適切な環境社会配慮の調査項目が含まれているか、別紙2「申請書における環境社会配慮に関する項目の記述要領」に基づき確認し、実施主体に助言する。</p> | | | |
| <p>2.(2)事業の実施段階 3)実施主体は、別紙4に基づき、ジェトロ及び/又は助言委員会より助言のあった内容を含め幅広い洗い出しを行った調査項目について調査・検討し、その結果を報告書に記述する。</p> | | | |
| <p>2.(3)事業報告書の精査段階 2)ジェトロ及び/又は助言委員会は、別紙4に基づき、当該案件に適切な環境社会配慮調査項目が調査・検討されているか、また助言内容が適切に調査・検討されているか確認し、必要に応じて助言する。</p> | | | |

| | | | |
|--|--|-----------------------|---|
| <p>1.(2)3)①事業における配慮事項 実施主体は、事業戦略、経済・技術的な側面に加え、環境社会配慮の実施可能性を踏まえて本事業計画の妥当性を確認し、必要に応じて、事業の効果・影響、考え得る他の選択肢との比較を行う。</p> | <p>・「実施可能性」を例えば「観点」に修正してはどうか。</p> | <p>高梨委員</p> | <p>意見を踏まえ修正する。</p> |
| <p>1.(3)ジェトロが担う環境社会配慮上の責務 2)ジェトロは、各助言対象となる事業の実施中にステークホルダー等からの関連情報を受け取った場合、その内容を実施主体と共有した上で、必要に応じて適切に対応する。</p> | <p>・その内容を実施主体と共有した上で、「助言委員会に報告の上、適切に対応する。」とすべきではないか。</p> | <p>高梨委員</p> | <p>第I部 5.「ガイドラインの遵守と説明責任の確保」において、企業の立場に配慮し、「ジェトロは、受け付けた意見を各担当部及び総務部環境社会配慮審査役に送り、適切な対応を取る。その際、必要に応じ諮問委員会に専門的立場からの助言を求める。その上で、具体的な対応方法を意見送付者に連絡する。」とあり、本方針に沿って対応する。</p> |
| <p>2.(1)事業実施前の段階 4)ジェトロ及び/又は助言委員会は、申請書に適切な環境社会配慮の調査項目が含まれているか、別紙2「申請書における環境社会配慮に関する項目の記述要領」に基づき確認し、実施主体に助言する。</p> | <p>「ジェトロ」と一般的に記載するのではなく、どの部が担当するか明示的に示すべきではないか。</p> <p>「環境社会配慮審査役」ではなく「環境社会配慮審査役/審査部は」とする。</p> | <p>高梨委員</p> | <p>案件によっては環境社会配慮審査役だけではなく、海外事務所もしくは環境社会配慮専門家などの意見も踏まえ対応するため、ジェトロの特定部署は明示していない。実務手順書において補足する。</p> |
| <p>2.(3)事業報告書の精査段階 2)ジェトロ及び/又は助言委員会は、別紙4に基づき、当該案件に適切な環境社会配慮調査項目が調査・検討されているか、また助言内容が適切に調査・検討されているか確認し、必要に応じて助言する。</p> | | | <p>環境社会配慮の取組を推進するため、環境社会配慮審査役の下に新たに担当者を配置し、審査役のサポート体制を強化する。</p> |
| <p>2.(1)事業実施前の段階 5)環境社会配慮審査役は、担当部に対し、申請書に適切な環境社会配慮調査項目が含まれていることの確認に協力し、必要な助言を与える。</p> | | | <p>意見を踏まえ修正する。</p> |
| <p>2.(2)事業の実施段階 7)環境社会配慮審査役は、担当部の確認に協力し、必要な助言を与える。</p> | | | <p>意見を踏まえ修正する。</p> |
| <p>別紙3 スクリーニング様式</p> | | | |
| <p>全体</p> | <p>・本様式は暫定的な雛形であり、実際の運用を踏まえ適宜、修正を行う旨を記載</p> | <p>田辺委員</p> | <p>意見を踏まえ修正する。</p> |
| <p>1-2 上記 1-1 で「Yes」と回答した場合、事業の実施予定地を記入して下さい。</p> | <p>・地図添付が望ましい旨を加筆</p> | <p>田辺委員</p> | |
| <p>2-1 実施済の場合は、該当するステークホルダーをチェックしてください(複数回答可)。</p> | <p>・日時、場所、参加人数、所属、性別、主な意見と対応状況等を記載できるよう加筆</p> | <p>田辺委員</p> | |
| <p>2-2 本事業は、新規に開始するものですか、既に実施しているものですか。既に実施している場合、既に行われている事業活動について、現地住民等より強い苦情や意見を受けたことがありますか。</p> | <p>・現地住民等から苦情や意見があった場合には、具体的な内容を記述できるよう括弧を追加</p> | <p>源氏田委員 田辺委員</p> | |

| | | | |
|--|--|---------------|---|
| 3-4 項目の新規追加 | <ul style="list-style-type: none"> ・以下のとおり加筆 環境アセスメント報告書や許認可書等は、一般に公開されていますか。公開されている場合、場所、URL 等を記載してください。 <input type="checkbox"/>現地事務所等で公開されている(場所) <input type="checkbox"/>ウェブサイト上で公開されている(URL) <input type="checkbox"/>公開されていない <input type="checkbox"/>その他() | 田辺委員 | |
| 4-1 本事業の実施予定地又はその周辺に、次に示す地域がありますか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・国立公園、保護地域の名称を記載できるよう括弧を追加 ・希少種の種類を記載できるよう括弧を追加 | 源氏田委員 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・全ての項目に具体的に記載できるよう括弧を追加 | 田辺委員 | |
| 4-2 本事業の実施予定地において、以下に示す要素が予定又は想定されていますか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・非自発的住民移転数、埋立面積、森林伐採面積等を記載できるよう括弧を追加 | 源氏田委員 田辺委員 | |
| 4-3 本事業の実施過程で、環境社会に望ましくない影響を及ぼすことが懸念されますか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・「本事業の実施過程」に加え、「主要なサプライチェーン」を加筆 ・選択肢に、「難民・国内避難民」、「高齢者への配慮」、「新型コロナウイルス」、「労働環境・労働安全」、「汚職・腐敗」を追加 | 田辺委員 | |
| 別紙4 事業報告書における環境社会配慮に関する項目の記述要領 | | | |
| 2.(1)事業の実施に伴う環境社会面の影響 | <ul style="list-style-type: none"> ・「諮問委員会」があり、その下に「助言分科会」を設置し、上下のやり取りで最終的には諮問委員会が助言する形の方が対外的に分かり易い。 | 原科委員長 柳委員 | 「諮問委員会」の名称及び体制は現状を維持し、「諮問委員会」の下に「分科会」を設置する。 |

以上